



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



有休の取得義務化がスタート！

改正労働基準法により、今月から年次有給休暇（以下、有休）の5日間取得義務化が開始されました。今回の改正は働き方改革関連法の一環で、企業側、従業員側ともに影響力のある改正になりました。

●改正内容●

目的	1年間に最低5日間の有休取得
対象者	有休が10日間以上付与される従業員
いつから1年間か	2019年4月1日以降に付与した有休から1年間
取得方法	①従業員自らの取得 ②計画年休 ③ 使用者による時季指定（新設）
罰則	1人につき30万円以下の罰金
有休管理簿に記載する事項	・有休を取得した日付 ・有休を取得した日数 ・基準日

①～③の
いずれかで **5日間**
取得できれば OK



全ての企業に対して一定の強制力を持たせるよう、対象者1人につき30万円以下の罰金が設けられました。この対象者には正職員に加え、「入社5年半以上+週3日勤務」のパートタイマー、「入社3年半以上+週4日勤務」のパートタイマーなども含まれます。

例えば、これまで有休を取得する風土がなかった企業では、対象者10名で罰金300万円、100名で罰金3,000万円という多大なリスクを抱えることになります。

日頃から有休を取得しやすい職場であれば問題はないですが、今後はいかに休める体制を築くかという点も、企業にとって課題になるのではないのでしょうか。対策としては、半年を経過した頃に取得状況の把握、定期的な希望取得日の聞き取り、新設された使用者による時季指定など様々ありますので、自社に一番合った方法を検討してみたいかがでしょうか。詳しい改正内容などは弊社担当者までお問い合わせください。

徳武 郁人

平成31年度社会保険料率を確認しましょう！

		従業員負担	
健康保険 (協会けんぽ)	3月改定 長野県 ↓	4.855%→ 4.845%	健康保険は全国をみると、引き上げ22支部、据え置き7支部、引き下げ18支部。東京都、愛知県などは据え置きです。
介護保険 (協会けんぽ)	3月改定 全国一律 ↑	0.785%→ 0.865%	3月支給賞与及び当月徴収の事業所は3月支給から新料率となっております。
厚生年金保険	据え置き →	9.15%	毎年9月に引き上げられてきましたが、上限に達したため据え置きとなっております。
雇用保険	据え置き →	一般 0.3% 建設・農林水産 清酒製造 0.4%	今年度迄は、4月1日時点で64歳以上の方は雇用保険料が免除されていますが、来年度(2020年4月1日)から免除制度が廃止され徴収が開始されますので注意が必要です。
労災保険	据え置き →	料率は業種ごとに異なります。 従業員負担はありません。	原則3年ごとに見直しがされますが、平成30年度に見直しが行われたので今年度の改定はありません。次回改定は2021年度の予定です。

※国保・健保組合の健康保険料・介護保険料は、組合ごとに決定されるため個別の確認が必要です。

向山 香